

朝礼用原稿

1月号



愛鉄連健康保険組合から、「健康ニュース」のご案内です。

平成 29 年 1 月よりセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）がはじまります。

◇◆セルフメディケーション税制とは？◆◇

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病予防として一定の取組みを行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を同一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだ OTC 医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入の対価を支払った場合、その年ごとに支払った合計金額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

※OTC（オーティシー）医薬品とは、「オーバー・ザ・カウンター・ドラッグ（Over The Counter Drug）」の略で、医師の処方せんがなくても、薬局・薬店で購入できる一般用医薬品のことです。

■なぜ新しい制度ができたの？■

国民のセルフメディケーション（WHOにて「自分自身の健康に責任をもち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義）を推進することで、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組みを促進することはもちろん、増加を続ける国民医療費の伸びを抑制する観点から医療の適正化にもつながります。

※従来の医療費控除制度（年間の自己負担した医療費が、自分と生計を一にする家族の分を合わせて合計 10 万円を超えた場合、確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減税される）とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。どちらの制度を利用するかは対象者ご自身で選択することになります。

■制度を受けるためには■

制度を受ける条件として、健康の維持増進および疾病の予防への取組みが必要になりますが、具体的にはインフルエンザ等の予防接種、がん検診、健康診断（特定健康診査も含む）を受けることです。

また、対象となる医薬品はドラッグストアで購入できる OTC 医薬品（スイッチ OTC 医薬品）で、医薬品のパッケージにはこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載される予定です。

詳しい申告の手続き方法はお近くの税務署や国税庁の HP で、また制度や対象となる OTC 医薬品等については厚生労働省の HP で確認することができます。

健康的な生活習慣や適切な健康管理を身につけて代わりのきかない“自身”の健康を大切にしましょう。